

ニールセンサプライヤー行動規範（第2版）

2016年12月

ニールセンは、最高水準の誠実さを守り、社会的責任を果たすことに注力しています。そのため、取引相手となる第三者にも、そのような高い水準を満たすことを求めます。本サプライヤー行動規範（以下、「規範」）は、ニールセンに商品やサービスを提供するすべてのサプライヤーに適用される一般的な要件を規定するものです。サプライヤーとニールセンの間で結ばれる特定の契約の条件には、これらの要件と同じ内容を扱う追加規定が含まれる場合があります。本規範のいかなる内容も特定の契約内の具体的な条項より優先されることはなく、本規範と特定の契約条項との間に矛盾がある場合は、契約条項が優先されます。また、本規範は、いかなる法律にも優先するものではありません。各サプライヤーは、自社の業務が属する法域内で適用されるすべての法律および規制を遵守するものとします。

本規範の各条項は、[EICC \(Electronics Industry Citizenship Coalition\)](#) が定める[行動規範](#)と、[企業と人権に関する国連指導原則](#)に合わせ、[労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言](#)と[国連世界人権宣言](#)を含む主要な国際人権基準に基づいています。

A. 労働者

サプライヤーは、労働者の人権を守り、国際的な人権基準に従い尊厳と敬意を持って労働者を扱うよう努力するものとします。このことは、臨時労働者、移民労働者、学生アルバイト、契約社員、正社員、およびその他の種類の労働者を含むすべての労働者に適用されます。

以下の労働基準が守られなくてはなりません。

1) **強制的な労働の禁止** - 強制、拘束（債務による拘束を含む）／契約労働、非自主的な囚人労働、奴隷、人身売買による労働力を用いてはなりません。これには、労務または役務を目的とした脅迫、強要、強制、拉致、詐欺による人の移送、隠匿、採用、移動、受け入れが含まれます。

- 雇用プロセスの一環として、応募者に対し、当該応募者の堪能である言語によって雇用条件を説明しなくてはなりません。移民労働者に対しては、労働者が出生国から出国する前に説明を行わなければなりません。
- すべての労働は自由意思によるものでなければならず、労働者はいつでも仕事を辞めたり、雇用関係を終了したりできなければなりません。労働者は、作業に従事していないときは職場や寮を自由に離れることができなければならず、基本的自由（トイレの利用や飲料水の摂取など）が不当に制限されてはなりません。
- 雇用主およびその代理人は、法律で必要とされている場合を除き、政府発行の身分証明書、パスポート、労働許可証などの身分証明書または移民関連書類の取り上げ、破壊、隠匿、没収、アクセス拒否を行ってはなりません。

- 労働者に対して、雇用者またはその代理人のあっせん手数料や、その労働者の雇用に関連したその他の手数料を請求してはなりません。かかる手数料が労働者によって支払われたことが分かった場合、その手数料は労働者に返済されなければなりません。

2) **若年労働者** - 児童労働は、サプライチェーンのいかなる段階においても禁止されます。「児童」とは、15 歳未満、義務教育を修了する年齢未満、またはその国での雇用の最低年齢未満のうちの最も高い年齢を指します。18 歳未満の労働者（若年労働者）を、夜間のシフトや残業を含む、健康または安全を脅かす業務に従事させてはなりません。サプライヤーは、学生記録の適切な維持、教育関係パートナーの厳格な適正評価、適用される法規制に従った学生の権利の保護を通じて、学生アルバイトを適切に管理しなければなりません。サプライヤーは、すべての学生アルバイトに適切な支援と訓練を提供しなければなりません。関連する現地法が存在しない場合、学生アルバイト、インターン、および実習生の賃金率は、最低でも、同等または類似の業務を行っている他の未経験労働者の賃金率と同じでなければなりません。

3) **労働時間** - 1 週間の労働時間は現地法律が定める上限を超えてはならず、緊急時や異常な状況を除き、残業を含め週 60 時間を超えてはなりません。また、労働者は、7 日ごとに最低 1 日の休暇を取ることを許可されなければなりません。

4) **適切な賃金** - 労働者に支払われる報酬は、最低賃金、残業時間、および法によって定められた給付を含む、適用されるすべての賃金法に準拠しなければなりません。サプライヤーは、現地の法律に従って労働者に残業代を支払わなければなりません。懲罰の手段として賃金から差し引くことは許可されません。行った労働に対して正しく報酬が支払われていることを確認できる十分な情報を含む適時かつ平易に理解可能な給与明細表を、給与期間ごとに労働者に提供しなければなりません。臨時労働者、派遣労働者、委託労働者の利用はすべて、現地法に従って行わなければなりません。

5) **非人道的な扱いの禁止** - 労働者に対する性的嫌がらせ、性的虐待、体罰、精神的／肉体的強要、言葉による虐待を含む、過酷または非人道的な取り扱いおよびそのおそれがあることはなりません。これらの要件を満たすための懲戒方針および手続きを、明確に定義し、労働者に伝達しなければなりません。

6) **差別の禁止** - サプライヤーは、従業員を尊厳と敬意を持って扱い、嫌がらせや虐待のない職場環境を提供しなければなりません。サプライヤーは、従業員の職務の成果とは無関係な特性によって差別するような雇用を行ってはなりません。労働者に対して、宗教的慣習に関する合理的な配慮を行わなければなりません。さらに、労働者または潜在的な労働者に対して、差別的な方法で行われる可能性がある医学的検査または身体検査を行ってはなりません。

7) **従業員の団結権** - サプライヤーは、現地の法に従い、すべての労働者が自ら選択した労働組合を結成ならびにこれに参加し、団体交渉ならびに平和的な結社を行う権利を尊重しなければなりません。また、かかる活動に参加しない権利についても、これを尊重しなければなりません。労働者／その代表者は、差別、報復、脅迫、または嫌がらせを恐れることなく、労働条件および経営慣行に関して、経営陣と率直に話し合い、意見および懸念事項を共有することができなければなりません。

B. 健康および安全

サプライヤーには、事業のあらゆる面に健全な健康対策と安全対策を組み込むことが求められます。対策には、次のものが含まれます。職場の安全（潜在的な安全上の危険にさらされる状況の制限）、緊急時への備え（労働者への訓練を含む、緊急時計画と対応手順の準備）、業務上の傷病の予防および報告、産業衛生（化学、生物、物質薬品／因子に接する状況の管理と制限）、身体的負荷のかかる作業の制限と重機や危険な機械の使用に関する安全防護対策、安全で清潔な労働環境の確保（清潔なトイレ設備、飲料水、衛生的に準備された食事を含む）、健康と安全に関する情報の明確な通知。

C. 環境

ニールセンは、環境を保護する社会的責任と役割を果たすことに取り組んでおり、サプライヤーにも同じ行動をとることを奨励しています。そのため、すべてのサプライヤーに、認可および報告の義務を含む、適用されるすべての環境法規制を遵守することを求めます。サプライヤーは、エネルギー効率を高め、エネルギー消費と温室効果ガス排出を最小限に抑えるための、費用効果の高い方法を模索しなければなりません。

製造サプライヤーには、汚染防止、資源削減、有害物質と化学物質の安全な取り扱い・保管・移動・使用・処分、排水の使用管理・削減、排気の監視・制御（揮発性有機化合物、エアロゾル、腐食剤、微粒子、オゾン層破壊物質、燃焼副産物を含む）も求めます。

D. 倫理と誠実性

サプライヤーおよび代理人は、以下のような最高水準の倫理を維持しなければなりません。

1) ビジネス上の誠実性と正直な取引

ビジネス上のあらゆるやり取りにおいて最高水準の倫理を維持します。サプライヤーは、ニールセンの顧客、同僚、および他社の専門家に関連するものも含め、サプライヤーがニールセンにサービスを提供するすべての国においてニールセンの業界および業務分野に適用される慣習、規則、慣行、行動規範を尊重しなければなりません。



サプライヤーは、ゼロ容認の方針を採用し、あらゆる形態の贈収賄、腐敗、恐喝、横領を禁止しなければなりません。

業務上の取引は、すべて透明性を持って行われ、サプライヤーの会計帳簿と記録に正確に記載されなければなりません。サプライヤーは、ニールセンに対して、またニールセンまたはその顧客が関わる取引や業務に関連して、虚偽の証言をしたり、誤った情報／データを提供したりしないものとします。これには、事実に対する虚偽の証言や、虚偽のデータの提供／使用が含まれません。サプライヤーは、自社が適切なスキルと経験を有する業務のみを引き受けなければなりません。サプライヤーは、ニールセンとその顧客に対して、倫理的に行動し、質の高い製品およびサービスを提供するために、自社の業務に関する情報を常に入手しておく必要があります。

サプライヤーのビジネス慣習がこれらの要件を満たしていることを確認するために、監視および執行の手続きが実施されなければなりません。

2) 贈収賄の禁止

サプライヤーは、米国海外汚職行為防止法と英国贈収賄防止法を含む、該当するすべての地域および国の腐敗防止法を遵守しなければなりません。不当または不適切な利益を得るための賄賂およびその他の手段を約束、提案、許可、提供、受け入れることはできません。また、サプライヤーは、ビジネスを獲得または維持したり、ビジネスを人に紹介したり、不適切な利益を得たりするために、金銭的に価値があるものを約束、提案、許可、提供、受け入れることはできません。通常の行政機能の実行を早めてもらうための支払いも禁止されます。サプライヤーは、サプライヤーが直接行うことが禁止されている以上の事柄を第三者に行わせてはなりません。

3) 情報開示

サプライヤーの労働、安全衛生、環境対策、事業活動、体制、財務状況、および業績に関する情報は、適用される法律、規制、および一般的な業界の慣行に従って開示されなければなりません。サプライヤーは、自社の活動を偽って開示してはなりません。

4) 知的財産

サプライヤーは、情報システムを不正アクセスから保護するために設計された物理的・技術的な管理対策を含むセキュリティ対策を実装および維持する必要があり、ニールセンに損害を与える可能性のある方法でシステムが不正アクセスされたと考えられる場合は直ちにニールセンに通知しなければなりません。

サプライヤーは、ニールセンとの契約の下で許可されている方法でのみニールセンの機密情報、データ、取引情報、著作権、商標を使用し、妥当な注意を払ってかかる情報を最低限保護しなければなりません。サプライヤーは、他社の取引情報、商標、または著作権保護対象を盗用したり侵害したりしてはなりません。サプライヤーは、他社の企業秘密、専有情報、または機密情報を不正使用したり、かかる情報を未許可の第三者に開示したりしてはなりません。サプライヤー

は、ニールセンのデータ、企業秘密、商標、ロゴ、機密情報をサプライヤーまたは第三者が不正に使用したことが分かった場合は直ちにニールセンに通知しなければなりません。

5) 身元情報の保護と報復の禁止

サプライヤーは、(i) ニールセンの業務における本規範の違反や関連した誠実性の懸念を従業員が報告するための内部通報用¹の直通電話または類似のプロセスを維持するか、(ii) [ニールセンの内部通報用の直通電話](#)を従業員が利用できるようにする必要があります。サプライヤーは、法律で禁止されていない限り、サプライヤーおよび従業員の内部通報者の機密性、匿名性、および保護を確保するためのプログラムを維持しなければなりません。いずれにせよ、サプライヤーは、本行動規範の違反に関連して得た情報または申し立てを直ちにニールセンに自ら報告する義務があります。また、サプライヤーは、従業員または第三者がニールセンに対して請求または苦情の申し立てを行ったことを認識した場合は直ちにニールセンに通知しなければなりません。ニールセンへの報告はすべて、Integrity@Nielsen.com または <https://nielsen.tnwreports.com/> から行うものとします。

6) 責任ある鉱物調達

サプライヤーは、自社が製造する製品内の鉱物が、深刻な人権侵害の加害者に直接的または間接的に資金を提供したり利益を与えたりしないものであることを、合理的に保証する方針を持っていないければなりません。サプライヤーは、鉱物の原産地と流通過程を特定し、顧客の要求に応じて適正評価の方法を開示しなければなりません。

7) プライバシーとデータの保護

サプライヤーは、ニールセンによって提供されたかニールセンまたはその顧客の代わりにサプライヤーによって取得されたデータ（以下、「ニールセンデータ」）を保護することを目的に、合理的に設計された社内ポリシーおよび手順を維持しなければなりません。サプライヤーは、ニールセンデータの収集、保存、処理、転送、開示に関し、プライバシー保護、データ保護、および情報セキュリティに関する適用されるすべての法規制と裁判所の要求を遵守しなければなりません。サプライヤーは、サービスプロバイダーとともに実施するか下請業者にも実施させる適切なデータ転送契約を、適用される法律においてニールセンまたはその顧客に求められる形式でニールセンと締結しなければなりません。サプライヤーは、新しい下請業者にニールセンデータを処理させる場合は、少なくともその 30 日前にニールセンに通知し、ニールセンデータの処理を下請業者に許可することについて事前にニールセンの同意を得なくてはなりません。

8) 利害の対立

サプライヤーは、不適切な対立やニールセンの利益との矛盾が露見する可能性があるいかなる状況または関係も避けなければなりません。サプライヤーは、ニールセンの従業員およびその家族

¹ 内部通報者の定義：企業の従業員／役員、公務員、公的機関による不適切な行為に関する情報を開示する人物。



に過度の贈答品、接待、娯楽を提案または提供してはなりません。ニールセンの従業員およびその家族は、ニールセンとビジネスを行うすべての事業体と大きな利害関係を持ってはなりません。サプライヤーは、ニールセンの従業員との対立が生じる、または対立が露見するような関係を避けなければなりません。

E. 管理システム

サプライヤーは、以下の事項が保証されるように設計された管理システムを導入または確立しなければなりません。

- 1) サプライヤーの業務および製品に関連して適用される法律、規制、顧客要件の遵守
- 2) 本規範の遵守
- 3) 本規範に関連する業務上のリスクの特定と緩和、および継続的な改善の促進

F. 行動規範の変更

ニールセンは、ニールセンサプライヤー行動規範の要件を更新、修正、または変更する権利を留保します。サプライヤーは、かかる変更を受け入れ、それに応じて行動しなければなりません。サプライヤーが発行した文書の内容によって本規範の内容が変更または修正されたと見なされることは一切ありません。